

ドイツ環境法における検査員・検査機関の 独立性と不偏不党性

——ドイツの環境監査法と温室効果ガス排出取引法を素材にして——

松 塚 晋 輔

目 次

はじめに

第1章 EMAS

1. EMAS 概観
2. 環境鑑定者
3. 実施プロセス
4. 環境鑑定者の独立性と不偏不党性
5. 独立性要件（欧州議会理事会命令（EG）1221/2009号）
6. 独立性要件（環境監査法6条）
7. 環境鑑定者組織

第2章 TEHG

1. 温室効果ガス排出取引法（TEHG）
2. TEHG 施行令（EHV2030）
3. EU 委員会施行令
4. 検査チーム制度
5. 独立の検査員
6. 独立性と不偏不党性
7. 不偏不党性と利害相反

第3章 関連判例

1. 第1事案
2. 第2事案
3. 第3事案

おわりに

はじめに

拙稿「ドイツにおける技術検査を担う専門家の独立性・中立性の要件」⁽¹⁾では、自動車検査などの分野における民間の検査員の独立性・中立性・不偏不党性に関して日独比較を若干行った⁽²⁾。しかし、その際言及した日本の自動車検査制度等は成熟していて、検査員の独立性・中立性を求める制度改革の提言はインパクトを欠くことになる点戸惑っている。他方、環境法の分野で、とりわけ温室効果ガス排出取引の検証を行う検査機関の中立性・独立性（これについても前記拙稿で言及した）は、今から制度化されていく中で重要なテーマとなることが予想できる。

さて、環境法の分野において技術検査の仕組みがある。ドイツではこの環境法の分野において、民間団体による技術検査に置き換えられてきている⁽³⁾。行政機関によるのではなく、民間専門家による鑑定や証明が、その対象が規範に適合しているかを示すのである。このような民間の適合性評価の対象には、例えば環境マネジメント監査システムがある⁽⁴⁾。この環境マネジメント監査システム命令の規定は欧州連合で展開し、ドイツでは環境鑑定者（Umweltgutachter）⁽⁵⁾がこの鑑定と有効性確認を事業者との私法契約で行っている。その際、環境鑑定者の独立性（Unabhängigkeit）と不偏不党性（Unparteilichkeit）が要求されている。この点で本稿は、この環境鑑定者について独立性あるいは不偏不党性がどのように制度化されているかに着目する。

なお、前記拙稿で言及した温室効果ガス排出取引について検証する者も、

ドイツの環境鑑定者が明示されていたが⁽⁶⁾、近年の法改正で民間の認定機関や認証機関にその役割が移管された⁽⁷⁾。しかし、ドイツ環境鑑定者に求められている職務の独立性と不偏不党性の思想は、当然に認定機関や認証機関にも受け継がれていると推測される。そこで、認定機関や認証機関の持つべき独立性や不偏不党性についても、環境鑑定者のそれに続いて紹介解説する。温室効果ガス排出の民間検査機関に注目するのは、日本でも温室効果ガス排出取引の民間検証制度が自治体次元で発足しており、やがて、国レベルでも民間検証機関の独立性と不偏不党性について深く考える時期が来ると予測するからである。

本稿では、このような環境法2分野の技術検査について全般的な制度分析をするものでなく、検査機関の独立性や不偏不党性についての調査を通して、日独比較の制度研究に関する管見へと結んでいきたい。

第1章 EMAS

1. EMAS 概観

ドイツの環境法の分野では、立法者は、伝統的な高権的規範執行のコンセプトを捨て、私経済的に組織化された品質コントロールに置き換えている。つまり、専門行政庁によるコントロールに代えて、専門家による証明が登場する。それは、鑑定対象の規範適合性を証明するのである（例えば、環境マネジメント監査システムの環境鑑定者、温室効果ガス排出取引制度の検査機関）。その他、私的な適合性評価の対象には例えば、水管理法上の事業、廃棄物処理事業、中古車両再利用施設、エコ農業参加事業などがある⁽⁸⁾。

さて、環境マネジメントシステムと環境事業体検査に関する共同体システムがEMAS（環境マネジメント・監査スキーム）である（欧州議会理事会命令（EG）1221/2009号1条⁽⁹⁾）。このEMASの規定は欧州連合によって開発された⁽¹⁰⁾。これには共同体内外の組織が任意に参加することができる。

一般論として、環境マネジメントシステムとは、事業上の環境政策を現実的に置き換えることとなる事業体の組織構造、権限、態様、手続、資源と理解されている。このシステムは環境規定違反を避けることに貢献するのである⁽¹¹⁾。

規定上 EMAS の目的は次の点にある。「組織が環境マネジメントシステムを設定し適用し、このシステムの能力 Leistung がシステムティックに、客観的に及び定期的に評価を受け、環境能力 (Umweltleistung) に関する情報が提示され、公衆その他利害者との開かれた対話がなされ、並びに組織の労働者が能動的に関与し及び適切な専門教育を受けることによって、組織の環境能力の継続的改善を促す。」(命令 (EG) 1221/2009 号1条)

これと並んで、私法上の規定 (DIN ISO 14001) による環境マネジメントシステムも存在する⁽¹²⁾。DIN ISO 14001 は、環境マネジメントシステムを導入し維持する場合の要件を示している。DIN ISO 14001 は国際標準化組織 (Internationale Standardisierungs-Organisation) によって開発され、環境保護に直接かかわる国際的規範を設定している⁽¹³⁾。

DIN ISO 14001 のマネジメントシステムにかかる要件は、命令 (EG) 1221/2009 号のと同じであると言われている。しかし、DIN ISO 14001 規定との適合性には自己調査と自己宣言がある⁽¹⁴⁾。つまり、DIN ISO14001 による環境マネジメントシステムは、認証を受けず実施することができるのである⁽¹⁵⁾。当然のことだが、環境マネジメントシステムの認証にかかる証明を得るため、DIN ISO 14001 でも外部の組織を用いることができる⁽¹⁶⁾。

結論として、EMAS による環境マネジメントシステムの鑑定・有効性確認 Validierung のための検査事務は、ISO14001 による適合証明を明らかに超えていると言われている⁽¹⁷⁾。

かくして、DIN ISO14001 による認証は十分でないとの指摘がある。その意味で、EMAS の登録で DIN ISO14001 の要求は全て満たされるという⁽¹⁸⁾。

2. 環境鑑定者

EMASで鑑定作用等を行う環境鑑定者（Umweltgutachter）とは、環境監査法によって同法4条5項及び6条の事務の履行について許認可された自然人、又は他のEU参加国でその国内法によって許認可された自然人のことである（環境監査法2条2項）。

環境鑑定者はEMASにおいて、組織の経営上の自己監督と国家のコントロール責務との紐帯を示す⁽¹⁹⁾。さらに、環境監査法28条⁽²⁰⁾によって、連邦環境自然保護原子力安全省が、1つ又は複数の私法人にその事務を権限委任することができる場所、環境鑑定者の許認可と監督を実施する機関はドイツ環境鑑定者認定・許認可有限責任会社DAUである⁽²¹⁾。

自然人又は法人は環境鑑定者となり得る点、ISO次元の規定とは異なる。後者は個人を認証者として予定していないのである⁽²²⁾。

この環境鑑定者は全ヨーロッパ経済領域で作用することができる。環境鑑定者の要件は命令（EG）1221/2009号20条に規定されている（参照、注（9））。しかし、個別の規定は参加国に委ねられている⁽²³⁾。

環境鑑定者は高権を行使せず、行政権限受任者（Beliehene）ではない⁽²⁴⁾。環境鑑定者には、事業体に対してサンクションを行使する可能性がない⁽²⁵⁾こともその裏打ちと言えよう。ちなみに、権限受任者だとすると、職務責任規定（ドイツ基本法34条、民法839条）（日本の国賠法1条に相当）が適用されることになる⁽²⁶⁾。

3. 実施プロセス

環境監査法8条⁽²⁷⁾によると、独自selbständigの鑑定作用は認められず、検査作用は企業内では環境鑑定者と協働で実施されなければならない⁽²⁸⁾。

鑑定と有効性確認Validierungは参加組織との私法契約で行われる⁽²⁹⁾。

環境鑑定者は事業体と文書での合意をして、環境検査、環境マネジメントシステム、環境事業者検査の結果及び環境声明書が、命令（EG）1221/2009

号の規定と適合することを、環境鑑定者が調査する³⁰⁾。

環境鑑定者は、ISO 認証 (Zertifizieren) とは違って、EMAS で「最後の言葉 (das letzte Wort)」を持たない。最後のステップは、EMAS 参加者の公開登録簿に登録することである。それには固有の機関が管轄するのであるが、ドイツでは商工会議所 (IHK) 又は手工業会議所 (HWK) である³¹⁾。

EMAS は各事業所が鑑定者によって検査されることを要求している。参加組織は環境マネジメントに関する重要な説明、データおよび事実を、環境声明書においてまとめる。この環境声明書は公に開示される。環境鑑定者はこの環境報告を内容的に検査して、データと記入が、当該組織の作用全体にかかる、信頼でき事実に忠実な像 Bild を示していることを証明しなければならない³²⁾。

同命令によると、環境声明書の有効性確認に関する法規範が遵守されていない場合、EMAS 登録はない³³⁾。

4. 環境鑑定者の独立性と不偏不党性

環境鑑定者に独立性と客観性が要求されていることは重要なことである。そのように証明が発せられたものだけ、命令遵守の証明として用いることができるからである³⁴⁾。このことは判例 (後述、第3章) によって明らかにされている。独立性を根拠にして、環境鑑定者はシステムの信頼性を証明によって保障することができるのである。

環境鑑定者としての資格要件については、環境監査法³⁵⁾に規定がある。同法4条は、独立性の要件を定めている。

環境監査法4条1項 環境鑑定者は、命令 (EG) 1221/2009 号により、5条乃至7条に挙げる要件を満たす場合、その事務の履行に必要な信頼性、独立性及び専門知識を有するものとする。…

2項 環境鑑定者としての作用は営業的 (gewerbsmäßig) な作用ではない。

独立性とは、人的又は組織的な疎遠さ一般を意味すると思われる。環境監査法 15 条 6 項 3 号の規定がある³⁶⁾。これらの条項からは、独立性と不偏不党性を区別して書かれていることが分かる。そこでは、独立性は組織的側面に、不偏不党性は作用時の側面にかかっている解される。

環境監査法 15 条 6 項 3 号 環境鑑定者、環境鑑定者組織及び専門知識証明書保持者は、鑑定に際して不偏不党に行動する義務がある。

しかし、客観性や不偏不党性は、広義の独立性基準として見なし得ると言われている³⁷⁾。この文脈からすると、広義の独立性と狭義の独立性が区別されるのであるから、独立性という語がより包括的で一般的な語となる。このことは、独立性欠如、不偏不党性欠如、利害相反などの用語の整理上、留意すべき点である（後述、第 2 章 7.）

5. 独立性要件（欧州議会理事会命令（EG）1221/2009 号）

環境監査法 4 条の援用する欧州議会理事会命令（EG）1221/2009 号（注（9））は独立性の要件を定めている。これは欧州議会と理事会による命令である。

環境鑑定者は外部の第三者でなければならず、その作用に際して特に事業所の検査員や組織の相談員（コンサルタント）とは独立し、かつ不偏不党で客観的でなければならない（命令（EG）1221/2009 号 20 条 4 項）。このように、独立性あるいは不偏不党性は、事業所の検査員に相談業務を行った場合、侵害されると理解されているようである。このことは、TEHG の検査機関も同じである（第 2 章 7.）³⁸⁾。

外部の第三者たる基準は、検査される組織との契約上その他の制度上の結合が存在しない場合、充足される。他方、有害な *schädlich* ものとして明示されているのは、環境鑑定者と事業所検査員（命令（EG）1221/2009 号 2 条 17 号）や外部相談員との結合（又は人的同一性）である³⁹⁾。これには事

前の相談業務が挙げられる⁽⁴⁰⁾。反対に無害なものは、環境鑑定者による、一般に受講し得る専門教育実施である。あるいは、不偏不党性の欠如又はその外観として、価格・給付体系の顕著な不均衡が挙げられている⁽⁴¹⁾。

欧州議会理事会命令 (EG) 1221/2009 号 20 条 4 項 環境鑑定者は、外部の第三者であり、その作用の遂行に際して特に組織の事業検査員又は相談員から独立し、及び不偏不党かつ客観的でなければならない。

また、同命令 (EG) 1221/2009 号 20 条 5 項は、一般的な独立性として次のことを求めている。環境鑑定者が、その判断に影響を与え又は鑑定作用に際して独立性・潔白さへの信頼を問題視させ得るような商業的、会計的その他の圧力に従わないこと、及び関連するすべての規定が遵守されていることの保障である⁽⁴²⁾。経済的・会計的圧力からの自由に関連し、環境鑑定者に求められる信頼性 *Zuverlässigkeit* 規定において (環境監査法 5 条 2 項 4 号⁽⁴³⁾)、秩序ある経済関係にあることが信頼性の保障であるとされているところを見ると、環境鑑定者の経済的な安定・安全性が信頼性と独立性につながるという思考なのであろう。

欧州議会理事会命令 (EG) 1221/2009 号 20 条 5 項 環境鑑定者は、その判断に影響を与える商業的、会計的その他の圧力、又は鑑定作用におけるその独立性と潔白さへの信頼を問題視させ得るような商業的、会計的その他の圧力に従わないことを保障しなければならない。さらに、環境鑑定者は、これらに関するあらゆる規定が遵守されていることを保障するものとする。

6. 独立性要件 (環境監査法 6 条)

環境監査法は、環境鑑定者にこの欧州議会理事会命令 (EG) 1221/2009 号による必要な独立性を求めている。

環境監査法6条1項 環境鑑定者は、欧州議会理事会命令（EG）1221/2009号20条4項、5項により必要な独立性を示さなければならない。

その上で、環境監査法6条2項には、独立性の欠如が推定される場合が挙げられているところ、とりわけ環境監査法6条2項1文2号は、鑑定作用とその結論に関する指示拘束がある場合の独立性欠如の推定である⁽⁴⁴⁾。

独立性欠如の推定（6条2項1文1号a、b）は、古典的な利害相反（自己の組織又は競合企業を鑑定することから生じる利害相反）を避ける思考に基づく⁽⁴⁵⁾。注意すべきは、これらが[・][・][・]独立性の問題になるという点である（他方、第2章7. では、利害相反を[・][・][・]不偏不党性欠如と同等と見る規定がある）。

次に、独立性が保障されるのは、環境鑑定者が全従業を本業としてその作用に充てる場合だけであるから、環境監査法6条2項1文1号c、dによると、公勤務者（これは、名誉職的なものでない場合、全従業を要求される）とは原則として相容れない⁽⁴⁶⁾。つまりは、公勤務者は労働力全てを公勤務に提供しなければならないため、独立性がないという論理のようである⁽⁴⁷⁾。

環境監査法6条2項1文 同命令20条4項、5項による必要な[・][・][・]独立性を、通常、次の者は保障できない。

1号 環境鑑定者としての作用と併せて、

- a) 欧州議会理事会命令（EG）1221/2009号2条21号の組織⁽⁴⁸⁾…を所有する者、又は同命令2条21号の組織…への出資の多数を所有する者で、その作用が環境鑑定者として当該組織に関わるもの、
- b) 同命令2条21号の組織…の被用者で、その作用が環境鑑定者として当該組織に関わるもの、
- c) 17条2項3文が適用されない場合で、官吏関係、軍人関係又は公法人との雇用契約に基づいて作用をなす者（ただし、3項〔後掲〕の場合を除く）、
- d) 裁判官関係、時限的な選出官吏としての勤務関係又は公法的な職務関係に基づいて

作用をなす者（ただし、託された事務を名誉職として履行する者を除く）、

2号 契約その他の関係に基づいて、指示が自己の信条に反する鑑定行為を義務付けている場合でも、環境鑑定者としての作用に際し指示に従わなければならない者、

3号 組織的、経済的、資本的又は人事的に第三者と関係している者で、環境鑑定者としての事務の履行に対して当該第三者の影響を、特に定款、会社契約又は雇用契約の確定により、排除できないもの。

環境監査法6条3項からすると、環境鑑定者は、経済的な会議所等の勤務者にはなることができると解される⁴⁹⁾。会議所とは、商工会議所（IHK）や手工業会議所（HWK）のことである。会議所であるIHKは、所属する専門家が鑑定作用をするに際し、職務免除を与えることになるから⁵⁰⁾、同専門家の独立性が脅かされるリスクは低いと思われる。会議所等で環境鑑定者は全従業を免れるためである。従って、会議所に勤務する環境鑑定者がその職員として、外部組織のために相談業務を行うことは問題ないということである（6条3項）。ただし、同環境鑑定者が指示に拘束されている場合は、この限りでない（6条3項2文）。これとともに、登録事務権限という職務の重要性に鑑み、その権限を担う環境鑑定者は会議所に属していても、相談業務をなし得ない（6条3項2文）。登録簿の運営はIHKとHWKに委任されている（環境監査法32条）。

環境監査法6条3項 環境鑑定者の職業と合致 vereinbar するのは、商工会議所、手工業会議所、職業会議所その他の公法団体…の職員としての相談業務（Beratungstätigkeit）である。ただし、当該職員が環境鑑定者としての作用に関して、欧州議会理事会命令（EG）1221/2009号12条2項及び3項⁵¹⁾の登録事務権限を有する場合、又は当該職員が2項[1文]2号[前掲]の指示に従う場合はこの限りでない。

環境鑑定者又は専門知識証明書保持者（注（54））が、環境監査法6条2

項1文1号〔前掲〕での作用に着手して、許認可機関の設定した期間内にそれを放棄しなかった場合、許認可と専門知識証明書は撤回されることになる（環境監査法17条2項a⁵²⁾）。6条2項1文1号の作用は環境鑑定者の独立性を脅かすものとなるからだ。

7. 環境鑑定者組織

鑑定鑑定者組織とは、環境鑑定法によって検査等事務の履行について許認可された登記済社団、株式会社、株式合資会社 Kommanditgesellschaften auf Aktien、有限責任会社、登記済組合、合名会社 offene Handelsgesellschaften、合資会社及びパートナーシップ会社 Partnerschaftsgesellschaften⁵³⁾、並びに他のEU参加国でその国内法によって環境鑑定者組織として許認可された人的団体のことである（環境監査法2条3項）。同組織は検査、監査等を実施できる。

環境鑑定者組織の許認可にかかる最低限の要件は、環境監査法10条1項1号によると、無限責任社員、共同経営者、取締役会の構成員又は業務執行者の少なくとも3分の1が許認可された環境鑑定者又は専門知識証明書保持者たることである⁵⁴⁾。なお、環境鑑定者組織が第三者性・独立性・不偏不党性の要件で問題があるとされたのが判例の第3事案（第3章）である。

環境監査法10条1項

環境鑑定者組織としての許認可の要件は次の通りである。

1号 無限責任社員、共同経営者、取締役会の構成員又は業務執行者の少なくとも3分の1が、

- a) 環境鑑定者として許認可されていること、又は
- b) 環境鑑定者組織に雇用された専門知識証明書を持つ者、及び少なくとも1人の環境鑑定者からなっていること、

2号 …署名権限のある無限責任社員、共同経営者、取締役会の構成員若しくは業務執行

者、又は署名権限のある許認可分野（許認可が申請されている分野）の被用者が、

- a) 環境鑑定者として許認可されていること、又は
- b) 必要な専門知識証明書を持っていること、及び

3号 2号に挙げる者が教育措置に通常参加できることが保障されていること、

4号 秩序ある経済的関係があること、

5号 経済的、会計的その他の圧力が、鑑定作用に影響を与えず、又は不偏不党的な事務履行への信頼が問題視され得ないこと…、

…

第2章 TEHG

1. 温室効果ガス排出取引法（TEHG）

気候保護に関する国際法上の義務の履行のため、欧州では2003年排出取引指令が策定された。ドイツの国内法化は、第3取引期（2012-2020）において温室効果ガス排出取引法（TEHG）と配分命令（ZuV 2020）⁵⁵⁾によって行われている。排出取引指令では第4取引期（2021-2030）において条項追加がなされた結果、TEHGの改正がなされた。しかし、EU委員会が統一的な配分ルールを命令として制定するので、第4取引期、ドイツのZuVはもう存在しない⁵⁶⁾。

まず、TEHG7条⁵⁷⁾によると、事業者は、前年生じた排出について毎年4月30日までに相応数の権利を提示する義務がある。この義務は、原則として厳格なサンクションによって支えられている⁵⁸⁾。それによると、金銭支払義務は権利なしに排出したトンごとに100ユーロであり、義務違反の事業者の名前が連邦登記簿において公表される⁵⁹⁾。

排出報告の正確性を担保するため、検査機関による検証が義務化されている⁶⁰⁾。

また、配分申請における事項に関する入力 *tatsächliche Angaben* は検査

機関によって検証されなければならない⁽⁶¹⁾。

この排出報告 Emissionsberichte や入力 Angaben を検査できる検査機関には2種類ある⁽⁶²⁾。認定された検査機関と認証された検査機関である⁽⁶³⁾。

2. TEHG 施行令 (EHV2030)

TEHG 施行令 (EHV2030)⁽⁶⁴⁾は国内法令であって、旧規定の改正後、2021年から2030年までの期間通用する。検査機関の認定はドイツでは、ドイツ認定機関有限責任会社 DAkkS の権限範囲にある⁽⁶⁵⁾。その他の検査機関が許認可されるのは、個々人の専門家による検査が、認定された検査機関による検査と同等の場合である⁽⁶⁶⁾。この開かれた条項を置き換えるため、連邦政府はTEHG 施行令 (EHV2020) 8条乃至12条を制定した。EHV2020 第8条(現行 EHV2030 第9条)によって、ドイツ環境鑑定者認定・許認可有限責任会社 DAU が許認可機関として権限委任された⁽⁶⁷⁾。DAU に許認可された専門家は、認定された検査機関と並んで、認証された検査機関として実施してよい⁽⁶⁸⁾。つまり、DAU は国内の被認証検査機関たることの許認可権限を有するのである⁽⁶⁹⁾。

EHV2030 第9条1項 取引登録簿 Handelsregister…に登記された DAU—ドイツ環境鑑定者認定・許認可有限責任会社には、…許認可機関の事務が委任される(権限受任者 Beliehene)。

TEHG 施行令 (EHV2030) 11条は、検査機関として認証されることのない自然人の要件を定める。すでに認定されている検査機関の被用者や帰属者である。被認定機関の職員が認証されないことで、被認定機関と被認証機関(自然人)の同一機関内での混在を避けるべく交通整理をしているものと推測する。

この11条1項によると、認証の対象として自然人を想定していることが

読み取れる。旧規定の解説によると、これに環境鑑定者が該当し得る⁽⁷⁰⁾。当然、環境鑑定者には独立性と不偏不党性が求められることについてはすでに概観した。ともあれ、検査機関の独立性については、EU 委員会施行令（後述、3.）が詳細に規定している。

TEHG 施行令（EHV2030）11 条 1 項 次のいずれかの自然人は検査機関としての認証から排除される。

- 1号 法人又は人的会社（…検査機関として認定された者、又は同認定を申請した者）と雇用関係にある者、
- 2号 1号の法人の機関又は人的会社に属する者、又は、
- 3号 …

3. EU 委員会施行令

今日、検査機関の独立性に関する現行規定として、EU 委員会の施行令⁽⁷¹⁾がある。そこでは、行政庁から独立していることの要請が注目されるべきである。つまり、取引のある民間企業からの独立だけでは十分でないということである。この理由は、全従業員を公勤務者は求められる点、行政からの独立が成立しにくいと云えるだろう（第1章6.）。あるいは、そのため以外にも、直接に、行政からの指示拘束を防ぐためとも言えないだろうか。ともあれ、検査機関は民のみならず、官からも一定程度独立していることが求められているのである。

EU 委員会施行令7条3項 検査機関は、公益で検査を実施しなければならない、並びに施設事業者又は航空機事業者及び指令…の置き換え *Umsetzung* を管轄する行政庁から独立していなければならない。

4. 検査チーム制度

EU 委員会施行令は、検査機関内に検査チームの編成を求めている（37 条）。同チームは複数の検査員からなる。チームには効率的な業務の遂行が期待されるのと、組織内で独立したチームに不偏不党性が期待されているのであろう。環境鑑定者組織が組織内の責任の所在を明示する組織図を用いることを求められているが（環境鑑定法 10 条 1 項 6 号⁷²⁾）、組織内の独立性という思考の点で共通しているように思う。

EU 委員会施行令 37 条 1 項 全ての個々の検査義務のために、検査機関は、第 2 章 [検査] に挙げる検査作用を実施することができる検査チームを編成する。

2 項 検査チームは少なくとも、1 名の主任欧州連合 EHS 検査員、並びに…適切な数の欧州連合 EHS 検査員及び技術的専門家から構成される。

なお、上記検査チームの用語に関してであるが、EU 委員会施行令は次のように規定している。欧州連合 EHS 検査員とは、施設事業者又は航空機事業者の報告の検査を託された検査チームの個々の成員であって、主任欧州連合 EHS 検査員でないものをいう（EU 委員会施行令 3 条 23 号）。主任欧州連合 EHS 検査員とは、検査チームの指導と監督を託された欧州連合 EHS 検査員であって、施設事業者又は航空機事業者の報告が検査され、その報告がされることに責任を負うものである（22 号）。

5. 独立の検査員

次に、同 EU 委員会施行令は独立の検査員の制度を採用している（25 条）。独立の検査員は、検査報告の作成前、検査報告の草稿と内部検査文書を検査する⁷³⁾（39 条 1 項）。この内部の検査員は、検査作用を実施した者とは別でなければならない。また、検査機関が十分確実性のある検査報告のための資料について判定する役割を負っている（25 条 3 項）。

EU 委員会施行令 25 条 1 項 検査報告の作成前に、検査機関は内部の検査文書と検査報告を独立の検査員 Überprüfer に提示する。

2 項 独立の検査員は、その検査の対象となる検査作用のいずれかを実施した者であってはならない。

3 項 独立の検査の範囲は、この章に規定され、内部の検査文書に示された検査手続すべてを内容とする。

…

その他、独立の検査員は、検査機関が十分な確実性のある検査報告を作成するために、集められた資料 Belege で十分であるかどうかについて判定する。

6. 独立性と不偏不党性

EU 委員会施行令の条項に、独立性と不偏不党性の概念の違いが出ている(43 条 1 項)。独立性は組織的・人的な疎遠さ(所有者やその財産からの分離)を重視するものであることが想定される。そうすると、不偏不党性は、業務実施・作用における無縁さを重視するものだろう⁷⁴⁾。

EU 委員会施行令 43 条 1 項 検査機関は施設事業者と航空機事業者から独立して、その検査作用を不偏不党に実施する。

独立性と不偏不党性を保障するため、検査機関と同法人のあらゆる部局 Teil は、施設事業者若しくは航空機事業者、施設事業者若しくは航空機事業者の所有者、又はこれらの財産であってはならず、さらに、施設事業者若しくは航空機事業者と、独立性と不偏不党性を害し得るような関係を有してはならない。…

7. 不偏不党性と利害相反

EU 委員会施行令 43 条 3 項は、不偏不党性と利害相反(Interessenkonflikt)の語を用いている。利害相反は不偏不党性欠如の著しいものと同等の扱いの

ようである（同施行令 43 条 3 項）。つまり、「不偏不党性の著しいリスクを示し」又は「不偏不党性を利害相反へと導く」という構成で記されているのである。その上で、相談業務が不偏不党性への（著しい）リスク又は利害相反をもたらすものと位置付けられている（43 条 3 項 a）⁽⁷⁵⁾。同様に、事業者が相談業務を行った検査機関については、その不偏不党性の欠如につながり、検査機関の利害相反が生じることが念頭に置かれている（4 項 b）。

ここで、不偏不党性欠如と利害相反とは重複するの否かを考えてみる。語感からして、不偏不党性欠如は作用に際しての弊害であるのに対し、利害相反は第三者との組織的結合（共通の財産、管理構造、給付、職員構成、資源、会計、契約、販売構造などによる結合）であるとすれば、むしろ利害相反は独立性を脅かすもののように映る。このことはまさに 43 条 4 項 a に現れているように思われる。すなわち、検査機関と事業者とに共通の財産等があれば（独立性の欠如）、利害相反と位置付けられているのである。

まとめると、相談業務の提供（不偏不党性の欠如）、共通の財産等（独立性の欠如）があれば、利害相反（独立性の欠如）又は不偏不党性の著しい欠如につながると整理できよう。このことは、不偏不党性を広義の独立性であると理解すれば（第 1 章 4.）、用語上、これらの関係を矛盾なく理解ができると思われる。共通項は広義・狭義の独立性である。

なお、検査機関による相談業務の実施の関連判例は第 2 事案（第 3 章）である。

EU 委員会施行令 43 条 3 項 検査機関は、検査機関の不偏不党性に著しいリスクを示し、又は不偏不党性を利害相反へと導くような施設事業者又は航空機事業者のための検査作用を実施しない。検査機関は、実際又は潜在的な利害相反となるような施設事業者又は航空機事業者の報告にかかる検査のために、その職員又は契約採用職員を動員しない。その他、検査機関は、従業員 Mitarbeiter 又は組織による作用が検査の信頼性、客観性、独立性及び不偏不党性を侵害しないように確保する。

…不偏不党性に対する著しいリスク又は利害相反は、特に次の場合に当てはまる。

a) 検査機関又は同法人の部局 Teil が、監督プロセスと報告作成プロセスの一部の展開のため相談業務 Beratungsdienste を行っており、そのプロセスが管轄行政庁に許認可されたモニタリング概念に又は監督手法の計画に記されている場合。これには、監督手法の展開、施設事業者又は航空機事業者の報告の作成、及びモニタリング概念又は監督手法の計画の作成が含まれる。

b) …

4項 施設事業者又は航空機事業者との関係の利害相反は、特に次の場合に検査機関に当てはまる。

a) 検査機関と施設事業者又は航空機事業者との関係が、共通の財産、共通の管理構造 Verwaltungsstrukturen、共通の給付若しくは共通の職員構成、共通利用の資源、共通の会計 Finanzen、又は共通の契約若しくは販売構造に依拠している場合。

b) 施設事業者又は航空機事業者が、相談業務 (3項 a に挙げる)、又は相談機関 Beratungsstelle、技術的補助の施設若しくはその他の施設による技術的補助…を得て、検査機関との関係を維持し、その不偏不党性を危うくする場合。

…

EU 委員会施行令 43 条 7 項では、期間を通じての癒着を防止しようとする仕組みが見られる。ここに、検査する者と検査される者との関係が長期に渡ることによる両者の癒着⁷⁶⁾を防止しようとする趣旨を読み込むことができる。

EU 委員会施行令 43 条 7 項 主任欧州連合 EHS 検査員が 6 年ごとの sechs jährlich 検査を、一定の航空機事業者に実施する場合、主任欧州連合 EHS 検査員は、その後 3 年間、同航空機事業者のために検査をなすことを控えるものとする。最長 6 年の期間は、この命令の施行後に航空機事業者について実施される温室効果ガス排出検査の全てを含む。

第3章 関連判例

ここまで、環境監査法と温室効果ガス排出取引法の分野における検査員や検査機関が検査するに際して独立性や不偏不党性を保つための制度的仕組みを概観してきた。次に、このような仕組みが判例にどのように取り入れられているかを見ていきたい。次の3つの判例がある。

1. 第1事案

OLG Dresden, Urteil vom 3. Juli 2012 – 9 U 1568/11 –, juris

環境鑑定者の不偏不党性が保障されず発行された証明書は、法律上存在しないこととなり得るとした判決である。論点は複数にわたる。

環境鑑定者による証明書は一定の最小限の要件を満たさなければならない。特に、客観的に追試可能で、それ自身矛盾がなく、完全でなければならず、従前と比較してエコロジカルな状態の本質的改善がされている事実を鑑定上示していなければならない（Orientierungssatz）。

その上で、環境鑑定者の不偏不党性が保障されておらず、値上げした供給料金を主張して1年以上経ってから証明書が発行されて、エコ状態の改善の必要証明を出すのに不適當であれば、再生可能エネルギー法（EEG）の証明書は存在しない（Orientierungssatz）と判示された。以下判決である。

原告は被告に、再生可能エネルギー法によってエネルギー料金を請求している（Rn.1）。

原告は、水力発電施設を運用して、電力を被告の電力網に供給している。料金は再生可能エネルギー法に基づいて出てくる。本件訴えで原告は、2009年5月の値上げした料金を主張している（Rn.2）。

以下判旨。

許可された控訴は理由があり、原判決は取消され、請求は棄却される（Rn.10）。

原告は、値上げした供給料金の支払請求権を持たない。少なくとも、原告は、その主張

する措置でエコ状態が本質的に改善されたという必要証明をしていない (Rn.11)。

もちろん、原告は原則として、環境鑑定者の証明書によって証明をすることができる。しかし、提示された鑑定では、紛争対象月におけるエコ状態の本質的改善を証明するには不適切である (Rn.12)。

環境鑑定者の証明書の提示で証明することは原告の任意である (Rn.13)。

原告は、その主張する措置でエコ状態が紛争対象月において本質的に改善されたという必要証明について、環境鑑定者 R の証明書によっても、I 有限責任会社の環境鑑定者 V の証明書によってもしていない (Rn.15)。

R の証明書からは、エコロジカルな状態の本質的改善が生じる状況を看取できない (Rn.16)。

証明の法的効果には争いがある。一部では、証明書の提示で、供給網事業者や裁判所が固有の審査権をもはや持たないとされている。一部では、証明書は完全に事後審査に服すると主張されている。また、一部では、証明書の提示は取消可能な推定を形成することを前提としている。しかし、何らかの証明書の提示ではまだ十分でないことでは一致している。むしろ、証明書は一定の最低限の要請を満たさなければならず、特に客観的に追試可能であり、それ自身矛盾せず完全であり、また鑑定によって所定の状況（以前と比較しエコ状態の本質的改善が導き出される状況）を示していなければならない (Rn.17)。

環境鑑定者 R の作成した証明書は、証明書の最低限の要請を満たしていない (Rn.19)。

環境鑑定者 R の証明書は、鑑定の人員の点ですでに疑念がある。DAU は監督手続中の文書で、環境監査法上必要な環境鑑定者 R の不偏不党性（環境監査法 15 条 6 項 3 号 [参照、第 1 章 4.]）が保障されていると見なせないと述べている。さらに、環境鑑定者 R は DAU からの通知で、紛争対象の鑑定を無効と表示することを義務付けられていた (Rn.20)。

また、環境鑑定者 V の証明書では、エコロジカルな状態の本質的改善を証明することができない。なぜなら、この鑑定は 2010 年に作成されたものであって、2009 年該当月の料金請求の根拠となし得ないからである (Rn.22)。

2. 第2事案

VG Köln, Urteil vom 30. Oktober 2014 – 13 K 4937/12 –, juris

環境鑑定者が、鑑定前に鑑定先事業者のために相談業務に携わっていた場合、不偏不党性の原則に反することになるとした判決である。

環境鑑定者は原則として鑑定発給に際し不偏不党性の義務がある。この義務は、環境監査法による鑑定その他の作用の場合のみならず、他の法律に基づく環境鑑定者の作用の場合にも適用がある。鑑定者は、水力発電の値上げした供給料金の許認可問題について鑑定を出すものとなっていて、事前にそれぞれの発電機に関し相談業務をしていた場合、鑑定者はこの原則に違反すると判示された。一方、鑑定者が不偏不党性原則に反する故の、許認可証明書の無効表示（の命令）は、原則として授權根拠でカバーされない。また、このような措置は原則として比例原則にそぐわないとされた（Orientierungssatz）。

原告は環境鑑定者として、欧州共同体委員会により承認された認証手続に則り認証証明書を発する権限をもっており、とりわけ水力発電に関してである。特に鑑定時における法律上必要な独立性と不偏不党性を確保するため、原告への許認可は付款のもと行われた。それによると、原告は環境鑑定者として当該組織（原告、原告に雇用された職員又は原告の使用者が最近4年間、鑑定契約締結前に、環境鑑定対象の判定にかかる重要な質問について相談業務を行っていた先の組織）のための鑑定と審査の委託を受けてはならない（Rn.1）。

原告は、水力発電施設について再生可能エネルギー法に基づく電力料金の要件検査にかかる鑑定をAに出し、それは値上げした供給料金の応諾を求める請求権があるという結論だった。値上げした供給料金の支払義務がある電力網事業者は、原告の作用を審査するよう被告に求めた。というのは、当該鑑定の質及び鑑定時の不偏不党性・独立性に重大な疑問が存したからである。被告は、技師企業有限責任会社⁷⁾が水管理法の許可に向けた手続で作用していたことを確認した。（Rn.2）。

被告は原告に、2010年まで2009年作成した鑑定及び交付した証明を無効であると表示するよう義務付けた（通知2）（Rn.5）。

原告は被告による通知2を取消すことを請求している（Rn.10f.）。

以下判旨。

許可された訴えは事実においても効果がある。被告による命令は授權根拠でカバーされておらず、それとは無関係に、比例原則違反からしても違法である。被告の通知2は違法であって、原告の権利を侵害する（Rn.16）。

被告は、鑑定・証明書を無効と表示する旨の命令の法的根拠として環境監査法16条1項⁷⁸⁾を拠り所とした（Rn.17）。

また、環境監査法15条6項3号〔参照、第1章4.〕によれば、環境鑑定者は鑑定に際して不偏不党に行動する義務があるのである（Rn.20）。

原告はこの不偏不党性原則に反した。発電事業者の請求については、値上げした供給料金の支払義務のある電力網事業者に対し、環境鑑定者（原告のように水力発電分野の許認可を有する環境鑑定者）の証明書を提示することで証明できた。技師企業有限責任会社〔参照、注（77）〕は、当該発電機に関し水力発電分野について相談業務を行っていた。そこでは、少なくとも不偏不党性欠如の外観は当然であった（Rn.21）。

しかし、被告の選んだ法的効果は、環境監査法16条1項でカバーされない（Rn.22）。

事業監督は常に、事業者の人に向けられ、認められない方法で行われた業務に向けられていない。事業者や環境鑑定者の「産物」に対する影響力行使は、監督制度の同分野には親和しない体系違反の措置である。監督システムからは、第三者に対する無効表示は出てこない（Rn.28）。

また、当該命令は比例性違反である（Rn.33）。

当該鑑定又は証明書を無効と表示するのを命じた措置は、目的を達成するには不適切と見なし得る（Rn.35）。

より緩やかな手段として考えられることは、被告が自ら当事者に、原告の不偏不党性規定（環境監査法15条6項3号）違反を知らせることができたということである（Rn.36）。

3. 第3事案

VG Köln, Urteil vom 26. Juli 2018 – 13 K 9885/16 –, juris

環境鑑定者組織（参照、第1章7.）の独立性や不偏不当性が問題となった事案がある。この判決は、環境鑑定者組織と基本契約 Rahmenvertrag の下にある環境鑑定者については、同環境鑑定者の同組織への組織帰属性が認められないとする。環境鑑定者が帰属していれば、同組織の独立性や不偏不当性に貢献するという。原告はこれを欠く環境鑑定者組織であって、環境鑑定を禁じられてよいと判示されたのである。

原告⁷⁹⁾（その唯一の社員が有限責任会社 G.M.C. である）は被告によって許認可された環境鑑定者組織である（Rn.1）。

被告は、環境鑑定者を環境監査法により許認可し、監督する公法的事務を委任されている（Rn.5）。

原告はかつて、環境鑑定者と雇用契約を結んだ。当該雇用契約では、「労働時間は顧客の要望にそう」という労働時間が規定されている。（Rn.8）。

被告の通知により原告の許認可が最終的に変更されて、原告の許認可が環境鑑定者 N の参加で拡大され、条件留保が付された。それによると、命令（EG）1221/2009 号…のあらゆる条件と義務の充足を確保するため、さらなる条件受け入れで留保されている（Rn.9）。

通知によって被告は原告に命令を発した（Rn.13）。

原告の請求は被告の通知を取消すことである（原告との雇用関係にある環境鑑定者が少なくとも 1 人、具体的な手続又は具体的な鑑定に関与していない場合、原告が環境鑑定の手続と鑑定を原告の手続として行うことを禁じられている限りにおいて）（Rn.26）。

被告によれば、環境鑑定者が必要な資格を備え、環境鑑定者組織と雇用関係にある場合にのみ、その専門知識や許認可範囲が環境鑑定者組織に属するという。被告によると、原告は、環境鑑定者の要件（外部の第三者で、独立、不偏不党、客観的でなければならない等）を保障し得ないとする。原告に勤める 19 人の環境鑑定者の多くは、他の組織のため

にも働いていて、鑑定される機関もそれに加わるという (Rn.33)。

以下判旨。

請求は効果がない (Rn.36)。被告の通知は結論において適法である (Rn.40)。

許認可機関は環境鑑定者組織に対し必要な措置を講ずることができる (環境監査法 16 条 1 項 [注 (78)]) (Rn.41)。

環境声明書の有効性は、必要な資格を持つ組織帰属者によって表示されなければならない (Rn.51)。

このような組織帰属性には、組織と当該人との間に相応の結合 (指示を可能にする) もなければならない。基本契約においては、一定の手続で具体的な環境鑑定者が組織によって動員されること、及びいかなる条件でこれが行われるかということが規定される。しかし、基本契約によって、組織帰属性は形成されていない (Rn.53)。

環境鑑定者を、代理関係又は雇用関係の形で環境鑑定者組織に結びつけることの要求は、環境鑑定者組織 (環境鑑定者が勤めるところの) の独立性、特に不偏不党性の確保に貢献するのである (Rn.63)。

おわりに

これまで紹介解説してきたドイツの制度と判例は、日本の検査制度にどのような意義があるのだろうか。若干のサンプルでもって比較研究の意義を提示しておきたい。

検査員や検査機関が、検査される者のために事前に相談業務 (コンサルティング) を行うことは適切でないと感じられている (特に、第 1 章 5. と 6.)。他方、日本の自動車検査において指定自動車整備事業者は自動車を点検し、必要な整備を行った後、検査により保安基準に適合していれば、保安基準適合証を交付するものとなっている (道路運送車両法 94 条の 5)。検査のみならず整備を行う指定自動車整備事業者は、検査依頼者の整備に関する相談ののっていることが懸念される。この疑念に鑑み、検査員や検査機関による相

談業務は不適切だというルールを再認識すべきものと思われる。

他方、東京都の温室効果ガス排出の検証機関の制度を見ると、検証機関が検証業務を行ってはならない者（相手方事業者）が挙げられている⁸⁰。その中に、事業者に対して過去3年以内に検証機関が「エネルギー利用に関するコンサルティング」、「排出取引に関するコンサルティング」、「その他温室効果ガスの削減に関するコンサルティング」などの業務を実施している場合、検証機関は同事業者について検証業務を行ってはならないと記されている。この点は、ドイツの仕組みと比較可能である（参照、第1章5.6.、第2章7.）。もっとも、ドイツでは会議所に属する環境鑑定者がその職務として行う相談業務は一部許容されている点（第1章6.）、日本にこれが参考となるかはさらなる考察を要する。

そしてまた、ドイツの判例（第3章第2事案）では、相談業務をしてはならないというルールに反して行われた鑑定や証明について、無効表示を監督機関が検査機関に義務付けることは、比例原則違反になると判示されている。監督機関は関係者らに、より緩やかな手段として、不偏不党性規定の違反を知らせることはできたと補足している。

反対に、第1事案では、検査機関の不偏不党性が保障されず交付された証明書は法律上存在しないとされている。この判決に基づく、検査機関から証明書を提示された取引相手方は、その証明書を存在しないものとして扱ってよいことになる。最終的解決は、検査機関の委託者と取引相手方の民事訴訟に委ねられる。両事案とも、日本の検証機関が不偏不党でない場合の法的扱いとして参考にできよう。

さらに、東京都のガイドラインは、検証機関が検証業務を行ってはならない相手方事業者として、「検証機関の親株式会社」、「検証機関の株主（議決権保有割合で3%以上の場合に限る。）又は出資者（…）である事業者」などを挙げている。これもドイツの検証機関としての要件と比較可能であろう（参照、第1章5.6.7.、第2章6.7.）。その上で、このようなルールに

沿わない検証機関に対して監督機関が検証業務を禁止できるかについて、第3事案がヒントとなろう。同事案は、環境鑑定者組織の独立性や不偏不党性が欠如していたケースであるところ、監督機関は同環境鑑定者組織の鑑定作用を禁じることができるとしたのである。

本稿ではドイツ環境法2分野における独立性と不偏不党性を調査したもので、制度全般の研究はできていない。しかし、同分野の検査員・検査機関について独立性や不偏不党性を保障するための制度作りをする際の参考例・比較例をもたらすものとして、この分野の研究は今後展開する可能性を秘めていると予想している。本稿がその端緒の1つとなれば幸いである。

注

- (1) 京女法学 18号 83頁。
- (2) その他、第三者認証機関の独立性の先行研究として、米丸恒治「グローバル化と基準・規格、検査制度の課題」神長勲・紙野健二・市橋克哉編室井力先生古稀記念論文集『公共法の法構造』（勁草書房、2004年）97頁以下。
- (3) 民間人による検査としてEMASとTEHGシステムを挙げて説明するものとして、Kloepfer, §5 Instrumente des Umweltrechts, in: Kloepfer, Umweltrecht, 4. Auflage 2016, beck-online, Rn.410. なお、日本の環境分野における民間による認定制度については、碓井光明『民間団体認定制度』（信山社、2021年）113頁以下が詳しい。
- (4) 島村健「エコマークとエコ監査——公法的観点からする考察——」国家学会雑誌 112巻3=4号 387頁以下。原田大樹『自主規制の公法学的研究』（有斐閣、2007年）186頁以下。
- (5) 島村・前掲(4)は、「環境認証人」と訳すが、本稿では「認証」の語の多用を避けたい。原田・前掲書注(4)も、「環境鑑定人」と訳すように、GutachterとAudit（監査）のドイツ語の違いを含ませるため、本稿では環境鑑定者と訳したい。
- (6) TEHG旧10条1項。Gesetz über den Handel mit Berechtigungen zur Emission von Treibhausgasen (Treibhausgas-Emissionshandelsgesetz = TEHG) vom 8. Juli 2004 (BGBl. I S.1578).
- (7) TEHG現21条1項。Treibhausgas-Emissionshandelsgesetz vom 21. Juli 2011 (BGBl. I S. 1475), das zuletzt durch Artikel 2 des Gesetzes vom 8. August 2020 (BGBl. I S. 1818) geändert worden ist. 参照、注(62)。

- (8) Scherzberg, Der private Gutachter im Umweltschutz, NVwZ 2006, S.379.
- (9) VERORDNUNG (EG) Nr. 1221/2009 DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 25. November 2009, Amtsblatt der Europäischen Union 22.12.2009 L 342/1. 同規定は欧州議会と理事会による命令である。
- (10) 1993年に制定。Silvana Gangi Chiodo, Umweltgerechte Unternehmungsführung, Hamburg 2012, S.52. 参照、吉田敬史「環境マネジメントシステム」REAJ誌23巻8号（通巻116号）833頁。
- (11) Chiodo, a.a.O. (10), S.52. Ludwig Glatzner, Theorie und Funktion der Zertifizierung am Beispiel ISO 14001 „Umweltmanagementsysteme“, in: Rainer Friedel und Edmund A. Spindler (Hrsg.), Zertifizierung als Erfolgsfaktor, Nachhaltiges Wirtschaften mit Vertrauen und Transparenz, 1. Aufl., Wiesbaden 2016, Kindle, S.469.
- (12) Chiodo, a.a.O. (10), S.52. 命令(EG) 1221/2009号は法律テキストであるが、DIN ISO 14001規定は、適用者のための指針であるという（Chiodo, a.a.O. (10), S.78）。
- (13) Chiodo, a.a.O. (10), S.59.
- (14) 鈴木幸毅編著『環境マネジメントシステムと環境監査』（税務経理協会、2003年）76頁（浅野宗克執筆部分）。欧州では、自己宣言が少なくないという。
- (15) Glatzner, a.a.O. (11), S.469.
- (16) Chiodo, a.a.O. (10), S.60f.
- (17) Veit Moosmayer, Das Europäische EMAS-System und seine Umweltgutachter, in: Friedel / Spindler (Hrsg.), Zertifizierung als Erfolgsfaktor, Kindle, S.504. 高橋信隆「環境監査の構造と理論的課題（上）」立橋法学48号16頁。
- (18) Moosmayer, a.a.O. (17), S.506.
- (19) Kloepfer, a.a.O. (3), Rn.1545.
- (20) 環境監査法28条 連邦環境自然保護原子力安全省は、許認可事務と監督事務に関する規定に則った履行について1つ又は複数の私法人にその準備と適性が存する場合、当該私法人に許認可機関の事務を…法規命令で権限を委任する権限がある。許認可機関は、環境鑑定者及び環境鑑定者組織並びに専門知識証明書保持者に対する許認可と監督の事務を…履行する。…
Umweltauditgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 4. September 2002 (BGBl. I S.3490).
- (21) Chiodo, a.a.O. (10), S.92.
- (22) Moosmayer, a.a.O. (17), S.501.

- (23) Chiodo, a.a.O. (10), S.93f. 参照、Kloepfer, a.a.O. (3), Rn.1545.
- (24) Kloepfer, a.a.O. (3), Rn.1546. 反対に、DAkKS と DAU は行政権限受任者である。行政権限委任の詳細な研究として、米丸恒治『私人による行政—その法的統制の比較研究—』（日本評論社、1999年）23頁以下。
- (25) Chiodo, a.a.O. (10), S.103.
- (26) TEHG 旧規定（2004年）にかかる判例がある。参照、松塚晋輔「ドイツの技術検査に関する国家責任判例の21世紀現況」京女法学 16号 39頁。日本における指定機関と認定機関の基準認証行為について国の責任が生じるかに関しては、参照、北島周作「基準認証制度—その構造と改革—」本郷法政紀要 10号（2001年）180頁以下。
- (27) 環境監査法 8条は、環境鑑定者として許認可されていない者が、環境鑑定者又は環境鑑定者組織のために雇用関係の中で鑑定作用を行ってよい要件（専門知識、信頼性、独立性など）を規定する（1項）。そして、専門知識証明書があれば、環境鑑定者又は環境鑑定者組織の被用者としてのみ、環境鑑定者と協働して鑑定作用をすることが許される（2項）。
- (28) Chido, a.a.O. (10), S.99.
- (29) Kloepfer, a.a.O. (3), Rn.1546.
- (30) Chiodo, a.a.O. (10), S.94.
- (31) 環境監査法 32条。Moosmayer, a.a.O. (17), S.501f.
- (32) Moosmayer, a.a.O. (17), S.505. 高橋・前掲注（17）13頁。
- (33) Chiodo, a.a.O. (10), S.94.
- (34) Chiodo, a.a.O. (10), S.97.
- (35) ドイツ語名称は、参照、注（20）。
- (36) 温室効果ガス排出取引の分野の規定であるところの EU 委員会の施行令（DURCHFÜHRUNGSVERORDNUNG (EU) 2018/2067 DER KOMMISSION, vom 19. Dezember 2018 über die Prüfung von Daten und die Akkreditierung von Prüfstellen gemäß der Richtlinie 2003/87/EG des Europäischen Parlaments und des Rates, Amtsblatt der Europäischen Union, L 334/94）43条 1項も同様の定めである。「検査機関は施設事業者と航空機事業者から独立して、その検査作用を不偏不党に実施する。」
- (37) Görisch, UAG § 6 Unabhängigkeit, in: Landmann/Rohmer, Umweltrecht, Werkstand: 93. EL August 2020, beck-online, Rn.6.
- (38) その他、営業法（Gewerbeordnung）36条の専門家が相談業務を行うことは差し控えるものとされていることも共通の思想であろう。松塚・前掲注（1）89頁。

- (39) Görisch, UAG § 6 Unabhängigkeit, a.a.O. (37), Rn.6.
- (40) 参照、VG Köln, Urteil v. 30. Oktober 2014（後述、**第3章第2事案**）。
- (41) Görisch, UAG § 6 Unabhängigkeit, a.a.O. (37), Rn.6. ドイツ営業法36条の専門家の経済状況に関する解釈も同様である。松塚・前掲注(1) 89頁。Axel Rickert, § 36, in: Johann-Christian Pielow (Hrsg.), Gewerbeordnung Kommentar, 2016, Rn.38.
- (42) 参照、Görisch, UAG § 6 Unabhängigkeit, a.a.O. (37), Rn.4, Rn.7.
- (43) 「秩序ある geordnet 経済関係にない者（ただし、その経済関係によって委託者その他の者の利益が害されない場合を除く）」は、通常、信頼性を保障するものとはならない。環境監査法5条2項4号。
- (44) Görisch, UAG § 6 Unabhängigkeit, a.a.O. (37), Rn. 8, Rn. 10. 鑑定者が指示に従うことの禁止は、委託してきた組織に対してのみならず、環境鑑定者組織（**第1章7.**）に拘束される場合にも、その他第三者に対しても適用がある。
- (45) Görisch, UAG § 6 Unabhängigkeit, a.a.O. (37), Rn. 9.
- (46) Görisch, UAG § 6 Unabhängigkeit, a.a.O. (37), Rn. 9.
- (47) 全従業員が公勤務者には求められるので、環境鑑定者と公勤務関係は相容れないというルールである。この点について、鑑定を行う専門家について、民間のみならず、ある意味で行政からも独立しているべきであるという私見を提示したことを指摘したい。松塚晋輔「ドイツにおける技術検査と国家責任——マイルストーンとしての連邦通常裁判所自動車専門家事件1967年判決」京女法学15号18頁以下。参照、田中謙「環境マネジメント・監査手法の研究（上）」六甲台論集法学政治学篇44巻2号97頁。
- (48) 「組織」とは、会社、社団、事業体、企業、行政庁若しくは施設、又はこれらの一部若しくは結合であって、共同体の内外、法人格の有無、公私等を問わない。同命令（EG）1221/2009号2条21号。要するに、外部の組織一般のことと解される。
- (49) Görisch, UAG § 6 Unabhängigkeit, a.a.O. (37), Rn. 9.
- (50) 松塚・前掲注(1) 90頁以下。
- (51) 管轄機関が当該参加国の登録簿を設置・運営するという規定である。
- (52) 撤回要件として、その他、刑罰を科された場合などが挙げられている。
- (53) 自由業の構成員がその職務遂行のため結社をする会社のことである。パートナーシップ会社法（Partnerschaftsgesellschaftsgesetz）1条1項。BGBl. I 1994, S.1744.
- (54) Kloepfer, a.a.O. (3), Rn.1550. 参照、注(27)。この保持者がいると、検査対象の専門分野が広がる。高橋・前掲注(17) 33頁以下。
- (55) Verordnung über die Zuteilung von Treibhausgas-Emissionsberechtigungen in der Handelsperiode 2013 bis 2020（Zuteilungsverordnung 2020 - ZuV 2020）vom 26.

September 2011 (BGBl. I S.1921).

- (56) Gärditz/Kahl, § 6. Klimaschutz- und Umweltenergierecht, in: Kahl/Gärditz, Umweltrecht, 11. Auflage 2019, beck-online, Rn.22.
- (57) TEHG = Treibhausgas-Emissionshandelsgesetz vom 21. Juli 2011 (BGBl. I S. 1475), das zuletzt durch Artikel 2 des Gesetzes vom 8. August 2020 (BGBl. I S. 1818) geändert worden ist.
- (58) 今日、サンクシヨンの可能性は判例で弱められている。BVerwG, Urteil vom 4. August 2015 – 7 C 8/15 –, BVerwGE 152, 346, juris. この連邦行政裁判所判決によると、施設運用者が4月30日までに、検査済みの排出報告に記された当該年度の排出に合致する排出権の数量を提示しておけば、行政庁がその後に検査済みの当該排出報告に排出総量が低く記されていたことを見出したとしても、温室効果ガス排出取引法の提示義務違反はなく、施設運用者に支払義務が課されてはならない (Leitsatz) とされた。参照、松塚・前掲注 (1) 96頁。
- (59) Gärditz/Kahl, § 6. Klimaschutz- und Umweltenergierecht, a.a.O. (56), Rn.27.
- (60) Lars Hoffmann / Martin Fleckner / Inga Budde, Praxiskommentar zum Treibhausgas-Emissionshandelsgesetz und Zuteilungsverordnung 2020, Stuttgart 2017, S.69.
- (61) TEHG9条2項。
- (62) 温室効果ガス排出取引法 21 条 1 項 次の各号の者は、…排出報告の検査及び…配分申請の検査の権限を有する。
1号 欧州議会及び欧州理事会の指令…に基づく温室効果ガス排出報告及びトンキロメートル報告の検査並びに検査機関の認定に関する委員会命令…によって認定された検査機関。
2号 28条4項1文1号に基づき権限委任された許認可機関によって又は同命令…により他の加盟国の相応の国家行政庁によって認証された被認証検査機関。
- (63) Ehrmann, TEHG § 21 Prüfstellen, in: Säcker, Berliner Kommentar zum Energierecht, 4. Auflage 2019, beck-online, Rn.4.
- (64) 2021年乃至2030年取引期のTEHG施行令 (Verordnung zur Durchführung des Treibhausgas-Emissionshandelsgesetzes in der Handelsperiode 2021 bis 2030 (Emissionshandelsverordnung 2030 - EHV 2030)。
- (65) Ehrmann, TEHG § 21, a.a.O. (63), Rn.5.
- (66) Ehrmann, TEHG § 21, a.a.O. (63), Rn.6.
- (67) TEHG (現行) 28条4項1文1号は、個々の専門家を認証し得る許認可機関の事務

と権限を、法人に委任することを許容しているところ、この命令権限に基づいて、ドイツ環境鑑定者認定・許認可有限責任会社（DAU）が検査機関の許認可機関として権限を委任されているのである（Ehrmann, TEHG § 28, in: Säcker, Berliner Kommentar zum Energierecht, 4. Auflage 2019, beck-online, Rn.24）。

- (68) Ehrmann, TEHG § 21, a.a.O.(63), Rn.6.
- (69) Hoffmann / Fleckner / Budde, a.a.O. (60), S.163, S.198f.
- (70) 旧施行令（EHV2020）時の解説には、この許認可可能性が向けられるのは、従来個々の専門家として作用していた環境鑑定者と IHK 専門家であると述べられている。Ehrmann, TEHG § 21, a.a.O.(63), Rn.6.
- (71) ドイツ語名称は、参照、注（36）。
- (72) 環境鑑定者組織の許認可としては、環境監査法 10 条 1 項 6 号によると「同組織内の構造と責任範囲を詳細に示す組織図を利用して、当該組織図、並びに法的地位、所有関係及び財源の表示を許認可機関の求めに応じて提示すること」が要件である。
- (73) EU 委員会施行令 39 条 1 項 独立の検査員は、25 条により検査報告の草稿と内部検査文書を検査する必要な権限を有する。
その他、EU 委員会施行令 39 条は、独立の検査員の判断能力要件を定める。
- (74) 環境監査法 15 条 6 項 3 号もこのことを裏打ちしている。参照、第 1 章 4。
- (75) ドイツ商工会議所の専門家も鑑定作用を行うが、委託者のために相談業務をなすことは、不偏不党性の点で懸念されている。松塚・前掲注（1）89 頁。
- (76) このことを指摘するものとして、Lisa Nienhaus “Im Nebel der VW-Prüfer” Frankfurter Allgemeine Zeitung, 15. November 2015, NR. 46.
- (77) これの業務執行者 Geschäftsführer として原告は本件監督手続に入るまで従業していた。Rn.21.
- (78) 「…命令（EG）1221/2009 号の要件と義務を満たすため、許認可機関は、環境鑑定者、環境鑑定者組織及び専門知識証明書保持者に対して必要な措置を講ずることができる。」
- (79) 原告は有限責任会社のようなものである。Rn.16.
- (80) 東京都環境局「総量削減義務と排出量取引制度における検証機関の登録申請ガイドライン」2020 年 12 頁、https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.files/kensho_tourokusinsei_200401.pdf（2021 年 5 月 20 日閲覧）。

本研究は JSPS 科研費 JP19K01306 の助成を受けたものです。